

体罰についての 専用相談電話を開設しています。

京都府教育委員会では、体罰は決して許されない行為であるという認識のもと、体罰根絶に向けた取組を進めています。

その取組として、市町（組合）立学校、幼稚園等に通う子ども・保護者向け（府内公立学校（京都市立を除く））の体罰についての専用相談電話を開設しています。

● 開設時間：毎週水曜日

午前 11 時 30 分～

午後 6 時 30 分

● 電話番号：0 7 5 - 6 1 2 - 5 0 1 3

担当	学校教育課指導第2担当
電話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 8 4 0